

マイナポイント第2弾対象の マイナンバーカード申請は 9月30日(金)まで

今月の
イチ面



国では、マイナンバーカードの普及促進とともに、キャッシュレス決済サービスによる消費喚起や生活の質の向上につなげるため、マイナポイント第2弾を実施しています。対象は、9月30日までにマイナンバーカードを申請した人とすでに持っている人です。希望する人は、早めに申請しましょう。

マイナンバーカードの申請 市民課 ☎ 782-9922・FAX 775-9827

マイナンバーカードの申請は、市民課で随時受け付けています。職員が写真撮影と、マイナンバーカードの申請補助をします。



■各支所、尾山台出張所でも受け付け

時・所下表のとおり **対**市内に住民票がある人 **持**本人確認ができる物(自動車運転免許証、健康保険証など)、個人番号カード交付申請書・通知カード(ある人だけ)
※マイナポイントの申請はできません。

とき	ところ
9/1(木)・14(水)	原市支所
9/2(金)・16(金)	大谷支所
9/5(月)・13(火)	上平支所
9/6(火)・15(木)	尾山台出張所
9/7(水)・20(火)	大石支所
9/9(金)・21(水)	平方支所

■スマートフォンからも簡単に申請

申請書ID(23桁)を持っている人はスマートフォンからも申請できます。
※申請書IDを持っていない人は、市電子申請・届出サービスから電子申請または電話で市民課に問い合わせてください。



マイナンバーカード申請サイト

この番号を使用します。



市電子申請・届出サービス

マイナポイント第2弾

行政経営課 ☎ 775-3963・FAX 776-8873
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178
(ダイヤル後、5番を選択)

マイナポイントは、決済サービスのポイントとして受け取れます。申し込みできる決済サービスは、総務省マイナポイント事業ホームページをご覧ください。



総務省
マイナポイント事業
ホームページ

■マイナポイントの受け取り方

令和5年2月28日(火)までにSTEP3までの手続きを行ってください。

STEP 1	マイナポイントを受け取る決済サービスを決める	
STEP 2	マイナンバーカードを使って総務省マイナポイント申込サイトから申し込む ※1	
STEP 3	① 決済サービスで買い物またはチャージ ※2	最大5,000円分 (利用額の25%)
	② 健康保険証としての利用申し込み	7,500円分
	③ 公金受取口座の登録	7,500円分

※1 マイナンバーカードの読み取りに対応するスマートフォンや、カードリーダーとパソコンなどの機器が必要です。

※2 マイナポイント第1弾でポイントを受け取った人は対象外です。

■マイナポイント申込支援ブース

マイナポイントの申し込み手続きを支援します。 **時**令和5年2月28日までの(月)~(土)8時30分~17時(システムメンテナンス日・閉庁日を除く) **所**市役所1階市民ホール **持**マイナンバーカード、利用者証明用パスワード(4桁)、申し込む決済サービス事業者指定の決済サービスIDとセキュリティコード、公金受取口座登録する金融機関の通帳またはキャッシュカード(③だけ)

※決済サービスによっては、マイナポイントの申し込み前に事前登録が必要です。事前登録は支援ブースではできません。

時とき **所**ところ **内**内容 **対**対象 **費**費用・金額 **※**記載のないものは「無料」 **定**定員 **持**持ち物
申申し込み **※**記載のないものは「当日、直接会場へ」 **問**問い合わせ